

株主メモ	
事業年度	毎年1月21日から翌年1月20日まで
定時株主総会	毎年4月に開催いたします。
配当金のお支払い	期末配当金は毎年1月20日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にお支払いいたします。
基準日	毎年1月20日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めます。
株式事務取扱場所	
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4
電話お問い合わせ先	お取引の証券会社になります。	0120-288-324 (フリーダイヤル)
お取扱店	みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店 みずほインバスターズ証券株式会社 本店および全国各支店	みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店
ご注意	未払配当金の支払、支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満の買取・買増以外の株式売買はできません。 電子化前に名義書換を失念してお手元に他人名義の株券がある場合は至急ご連絡ください。

上場証券取引所 札幌証券取引所
 公告方法 電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、北海道新聞および日本経済新聞に掲載いたします。
 公告掲載ホームページアドレス
<http://www.nakamichi-leasing.co.jp/>

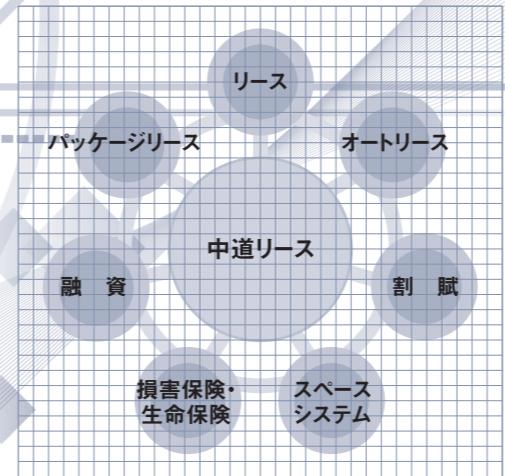


<http://www.nakamichi-leasing.co.jp/>



Quarter Report

株主通信 第38期 第2四半期
 2009.1.21 » 2009.7.20



中道リースは、お客様の幅広いニーズにお応えするためファイナンス機能をはじめ、さまざまな付加価値をプラスした多角的な事業を展開している会社です。

■ 株主の皆様へ



代表取締役社長 関 寛

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社では、株主の皆様にご第2四半期の業績をお伝えさせていただくため、四半期株主通信をご送付させていただきましたので、是非ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、尚一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2009年9月

■ 第2四半期ハイライト

売上高 **15,618**百万円

経常利益 **53**百万円

四半期純利益 **824**百万円

1株当たり四半期純利益 **99円06**銭

■ 第38期（2010年1月期）第2四半期（2009年1月21日～2009年7月20日）の業績概況

経営の状況

2010年1月期第2四半期累計期間における経営成績は次の通りとなりました。

営業面では、経済全般的には、輸出や個人消費の分野で多少の明るさも見えてまいりましたが、企業における設備投資動向は相変わらず抑制的に推移しており、当社主力の輸送用機械や建設関連機械の分野をはじめほとんど全ての業種において第1四半期会計期間に引き続き厳しい営業展開を余儀なくされました。結果として当第2四半期累計期間の新規受注高は、4,712百万円となりました。

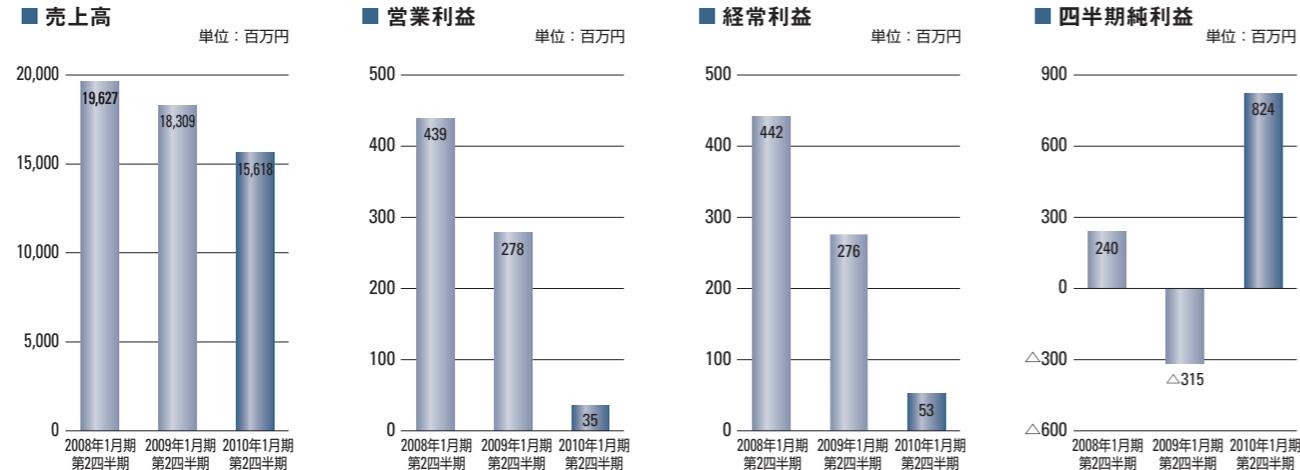
収入面では、当第2四半期累計期間の売上高は、15,618百万円、営業利益は35百万円、経常利益は53百万円となりましたが、第1四半期会計期間に計上した「リース会計基準の適用に伴う影響額」があり、824百万円の四半期純利益となりました。

財政の状況

当第2四半期累計期間末の総資産は、前期末比7,719百万円減少して88,517百万円となりました。新リース会計基準の適用に伴い、第1四半期同様流動資産における「リース債権及びリース投資資産」科目の増加と固定資産における「リース資産」科目の減少が生じております。

純資産合計は、7,329百万円となりました。これは、第1四半期会計期間から「リース会計基準の適用に伴う影響額」を特別利益に計上しており、その結果、利益剰余金が前期末比711百万円増加したことによるものです。

■ 過去2期の第2四半期経営成績の推移



■ 「単元未満株式の買増制度」のご案内

当社ではこのたび、「単元未満株式の買増制度」を導入いたしました。

1. 単元未満株式の買増制度

1単元（1,000株）に満たない数の株式をご所有されている場合、不足する数の株式を買い増して1単元の株式とすることができる制度です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{(例)} \\ \hline \end{array}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{現在ご所有の株式数} \\ \hline 600\text{株} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{買増制度により} \\ \hline 400\text{株を買い増し} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{単元株式} \\ \hline 1,000\text{株} \\ \hline \end{array}$$

2. 買増請求方法

単元未満株式の買増しのお問い合わせ・ご請求は、株式を証券会社にお預けの株主様はお取引の証券会社へ、株式を証券会社に預けていない株主様はみずほ信託銀行証券代行部へご連絡ください。お申込に際しては、買増請求書および買増概算金の前払いが必要となります。

以下の場合には買増請求のお取り扱いができませんので、あらかじめご了承ください。

- ・当社が買増請求のために保有する自己株式数が当社の規定の株数を下回った場合。
- ・毎年1月20日（当社決算期日）から起算して10営業日前から1月20日までの期間および7月20日（当社中間決算期日）から起算して10営業日前から7月20日までの期間。
- ・当社が臨時に基準日を設けることにより、買増請求の受付期間を設けた場合。

※ また従来よりお取り扱いしております「単元未満株式の買取制度」も引き続きご利用いただけます。

お問い合わせ先

〒168-8507
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）